

気をつけよう!!消毒用アルコール

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、手指の消毒等のため、消毒用アルコール(消防法上の危険物第四類アルコール類に該当)を使用する機会が増えています。

消毒用アルコールは、火気により引火しやすく、また、発生する可燃性蒸気は空気より重く低所に滞留しやすい特性があります。取り扱うときには注意事項を十分確認しましょう。

★ 消毒用アルコールの取扱いに注意!



- 1 火気の近くでは使用しないようにしましょう。
- 2 詰め替えるときには、換気をしましょう。
- 3 高温の場所(直射日光が当たる場所等)に保管するのはやめましょう。



消毒用アルコールの実験映像について

消毒用アルコール等の燃焼実験映像を、Youtube 東京消防庁公式チャンネルにて公開しています。

◆消毒用アルコールによる火災の危険性



消毒用アルコールの炎は青白く、非常に見え辛いのが特徴です。



★ 消毒用アルコール(消防法上の危険物に該当)について



消毒用アルコールは**アルコールの濃度が60%以上(重量%)**の製品が危険物に該当します。

消毒用アルコール(危険物に該当)には、法令により容器に**表示**を義務づけています。

使用前に容器の表示をよく確認しましょう。

【消毒用アルコール(危険物に該当)の表示(例)】

- 1 危険物の品名：**第四類・アルコール類**
- 2 危険等級：**危険等級Ⅱ**
- 3 化学名：**エタノール**
- 4 **水溶性(第四類のうち、水溶性の危険物の場合のみ表示しています。)**
- 5 危険物の数量：**1 L**
- 6 危険物の類別に応じた注意事項：**火気厳禁**



消毒用アルコール(危険物に該当)を貯蔵する場合、量により消防署へ手続きが必要になります。

貯蔵・取扱う数量	手続き(届出・申請)の有無
80L未満	手続きは不要
80L以上400L未満	「届出」が必要
400L以上	「許可申請」が必要

問合せ先 玉川消防署 予防課 危険物係
電話 03-3705-0119